



島根県報

平成16年10月29日 (金)
号外 第 118 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

選管公表

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表 (8 件)

選挙管理委員会公表

島根県選挙管理委員会公表第 1 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の平成15年 (第 1 回)、平成14年 (第 2 回)、平成13年 (第 2 回)、平成12年 (第 3 回)、平成11年 (第 2 回) 及び平成10年 (第 2 回) の収支報告書の要旨を同法第20条の規定により別冊のとおり公表する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会公表第 2 号

政治資金規正法 (昭和23年法律第194号) 第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成 9 年島根県選挙管理委員会公表第 2 号) の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 1 中 「 25,144,903円 」 を 「 29,181,751円 」 に、「 22,460,685円 」 を 「 26,497,533円 」 に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)イ中 「 3,850,000円 」 を 「 7,886,848円 」 に、「 350,000円 」 を 「 4,386,848円 」 に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)合計中 「 22,460,685円 」 を 「 26,497,533円 」 に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1) b 中

「	<table border="1"> <tr><td>株シーエス・エル</td></tr> <tr><td>300,000円</td></tr> <tr><td>東京都港区</td></tr> <tr><td>50,000円</td></tr> <tr><td>350,000円</td></tr> </table>	株シーエス・エル	300,000円	東京都港区	50,000円	350,000円	を	<table border="1"> <tr><td>内訳別掲</td></tr> <tr><td>50,000円</td></tr> <tr><td>4,386,848円</td></tr> </table>	内訳別掲	50,000円	4,386,848円	に改める。」
株シーエス・エル												
300,000円												
東京都港区												
50,000円												
350,000円												
内訳別掲												
50,000円												
4,386,848円												

収入の内訳 [政党] の自由民主党西郷支部(2)の次に次のように加える。

関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成10年島根県選挙管理委員会公表第2号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち1中「17,588,088」を「25,701,464」に、「427,559」を「4,464,407」に、「17,130,529」を「21,237,057」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)イ中「100,000」を「4,206,528」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)合計中「17,130,529」を「21,237,057」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)b中

	を	日本道路興運(株)	に改める。
		4,106,528	
		東京都新宿区	
100,000		100,000	
100,000		4,206,528	

島根県選挙管理委員会公表第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成11年島根県選挙管理委員会公表第3号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち1中「28,267,470」を「40,564,594」に、「554,113」を「8,697,489」に、「27,713,357」を「31,867,105」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)イ中

	を	4,153,748	に改める。
		4,153,748	
		4,153,748	

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)合計中「27,713,357」を「31,867,105」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)b中

「		を	日本道路興運株	に改める。
			4,153,748	
			東京都新宿区	
	」		4,153,748	

島根県選挙管理委員会公表第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成12年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち1中「21,759,248」を「38,191,558」に、「7,280,464」を「19,577,588」に、「14,478,784」を「18,613,970」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)イ中「200,000」を「4,335,186」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)合計中「14,478,784」を「18,613,970」に改める。

〔政党〕の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち2(1)b中

「	株富士ピー・エス	を	内訳別掲	に改める。
	200,000			
	福岡市			
	200,000		4,335,186	

内訳〔政党〕の自由民主党島根県支部連合会の次に次のように加える。

自由民主党島根県第一選挙区支部					
〔寄附の内訳〕					
b 法人その他の団体からの寄附 （単位：円）					
（名 称）	（金 額）	（事務所所在地）	（名 称）	（金 額）	（事務所所在地）
株富士ピー・エス	200,000	福岡市			
日本道路興運株	4,135,186	東京都新宿区	（その他）		
			（小 計）	4,335,186	

島根県選挙管理委員会公表第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成13年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正す

る。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 1 中「41,605,898」を「62,039,447」に、「7,786」を「16,440,096」に、「41,598,112」を「45,599,351」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)イ中「16,662,000」を「20,663,239」に、「15,062,000」を「19,063,239」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)合計中「41,598,112」を「45,599,351」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1) b 中「12,980,000」を「16,981,239」に、「15,062,000」を「19,063,239」に改める。

内訳 [政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち b 中

「(株)大成出版社	60,000	東京都世田谷区
-----------	--------	---------

を

「(株)大成出版社	60,000	東京都世田谷区
日本道路興運(株)	4,001,239	東京都新宿区

に、「15,062,000」を「19,063,239」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第 7 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成14年島根県選挙管理委員会公表第 1 号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 1 中「38,450,111」を「62,679,235」に、「1,264,636」を「21,698,185」に、「37,185,475」を「40,981,050」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)イ中「13,202,000」を「16,997,575」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)合計中「37,185,475」を「40,981,050」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1) b 中「11,340,000」を「15,135,575」に、「13,202,000」を「16,997,575」に改める。

別紙の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち b 中

「(株)JR西日本米子メンテック	120,000	米子市
------------------	---------	-----

を

「(株)JR西日本米子メンテック	120,000	米子市
日本道路興運(株)	3,795,575	東京都新宿区

に、「11,340,000」を「15,135,575」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第 8 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党島根県第一選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政

党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成15年島根県選挙管理委員会公表第1号）の一部を次のとおり訂正する。

平成16年10月29日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 1 中「36,464,641」を「64,331,010」に、「8,016,371」を「32,245,495」に、「28,448,270」を「32,085,515」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)イ中「14,000,000」を「17,637,245」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1)合計中「28,448,270」を「32,085,515」に改める。

[政党] の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち 2 (1) b 中「11,580,000」を「15,217,245」に、「14,000,000」を「17,637,245」に改める。

別紙の自由民主党島根県第一選挙区支部のうち b 中

株松江安全	120,000	松江市
-------	---------	-----

を

株松江安全	120,000	松江市
日本道路興運株	3,637,245	東京都新宿区

に、「11,580,000」を「15,217,245」に改める。